

毎週火・金曜日発行

次

目

ページ

○秋田市長選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋 ○秋田市長選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋

報

選挙管理委員会告示

公

○男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙並びに秋田県知 田市選挙区補欠選挙の同時実施における投票及び開票の順 序(五四).....

事選挙及び秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙の同時実

県

田

○男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙並びに秋田県知 施における投票及び開票の順序(五六)……………… 事選挙及び秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙の同時実 施(五五)…………………………………………1

○湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠選挙並びに秋田県知 事選挙の同時実施(五七)…………………

秋

○湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠選挙並びに秋田県知 ○由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙並びに 事選挙の同時実施における投票及び開票の順序(五八)……1

○由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙並びに 秋田県知事選挙の同時実施における投票及び開票の順序 秋田県知事選挙の同時実施(五九)………………1

○潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠選挙並びに秋田県知

○大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施 ○潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠選挙並びに秋田県知 事選挙の同時実施における投票及び開票の順序 事選挙の同時実施(六一)……… (六三) ……2 (六二) ……2 2

○大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票 ○北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙並びに秋田 及び開票の順序 (六四) …… 2

県知事選挙及び秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補

平成二十一年四月五日

平成二十一年四月五日

び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

一条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

に行う湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠選挙における投票及

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時

秋田県知事選挙

秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙

秋田市長選挙

秋選管告示第五十五号

欠選挙と同時に行うので告示する。 を次のとおり秋田県知事選挙及び秋田県議会議員男鹿市選挙区補 定により、退職による男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

選挙期日 男鹿市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 平成二十一年四月十二日 人

秋選管告示第五十六号

及び男鹿市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公 に行う秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙並びに男鹿市長選挙 平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時

○北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙並びに秋田 県知事選挙及び秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補 欠選挙の同時実施における投票及び開票の順序(六六)……2 欠選挙の同時実施(六五) ………… . 2 ŋ 職選挙法 次のとおり定めたので告示する。 平成二十一年四月五日 (昭和二十五年法律第百号)

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十三号

四 \equiv

男鹿市議会議員補欠選挙

秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙

秋田県知事選挙

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

第百二十二条の規定によ

秋選管告示第五十七号

定により、

行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙と 定により、退職による秋田市長選挙を平成二十一年四月十二日執 同時に行うので告示する。 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規

秋田県選挙管理委員会委員長 田

中

伸

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

平成二十一年四月十二日

選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規

任期満了による湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠

秋選管告示第五十四号

第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定めたので告示 における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律 に行う秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙並びに秋田市長選挙 平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時

秋選管告示第五十八号

湯沢市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数

人

選挙期日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

秋田県知事選挙

湯沢市長選挙

湯沢市議会議員補欠選挙

秋選管告示第五十九号

議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示 定により、 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規 任期満了による由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中 伸

選挙期日 平成二十一年四月十二日

由利本荘市市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 二人

秋選管告示第六十号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時

号)第百二十二条の規定により、次のとおり定めたので告示す る投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百 に行う由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙におけ

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

由利本莊市長選挙 秋田県知事選挙

由利本荘市議会議員補欠選挙

秋選管告示第六十一号

報

定により、任期満了による潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠 選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規 平成二十一年四月五日

選挙期日 平成二十一年四月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

選挙期日

潟上市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 二人

秋選管告示第六十二号

び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) に行う潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠選挙における投票及 平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時 一条の規定により、次のとおり定めたので告示する。 平成二十一年四月五日 伸 第百二

+

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中

秋田県知事選挙

潟上市長選挙

潟上市議会議員補欠選挙

秋選管告示第六十三号

日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。 定により、 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規 任期満了による大仙市長選挙を平成二十一年四月十二

二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

秋選管告示第六十四号

に行う大仙市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法 平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時

> おり定めたので告示する。 (昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

秋田県知事選挙

大仙市長選挙

秋選管告示第六十五号

市北秋田郡選挙区補欠選挙と同時に行うので告示する。 補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙及び秋田県議会議員北秋田 定により、任期満了による北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

北秋田市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数

平成二十一年四月十二日

秋選管告示第六十六号

条の規定により、次のとおり定めたので告示する。 秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙における投票及び開 票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二 に行う秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙並びに北 平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

秋田県知事選挙

秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙

北秋田市長選挙

北秋田市議会議員補欠選挙

兀

行 者 秋 田 県

発

秋田市山王四丁目一番

購読料金

月三千六百七十五円

(税込)

印 印 刷 刷 者 所 | 秋田市山王七丁目五番二十九号 | 秋田市山王七丁目五番二十九号 | Panalimatsubara@matsubaramsatsuco.jp | W田市山王七丁目五番二十九号

2